

小売業者による排出家電引取・引渡に係る チェック体制の強化方策について

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
電気・電子機器リサイクルワーキンググループ
家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引取・引渡に関する専門委員会

第1回合同会合

平成20年3月18日

目次

- 1．小売業者に対するチェック体制強化の必要性について
- 2．引渡義務違反防止のためのチェックの範囲
- 3．引渡義務違反防止のための具体的なチェックの内容について
- 4．大手量販店から報告を受ける際の体制・論点について

1. 小売業者に対するチェック体制強化の必要性について

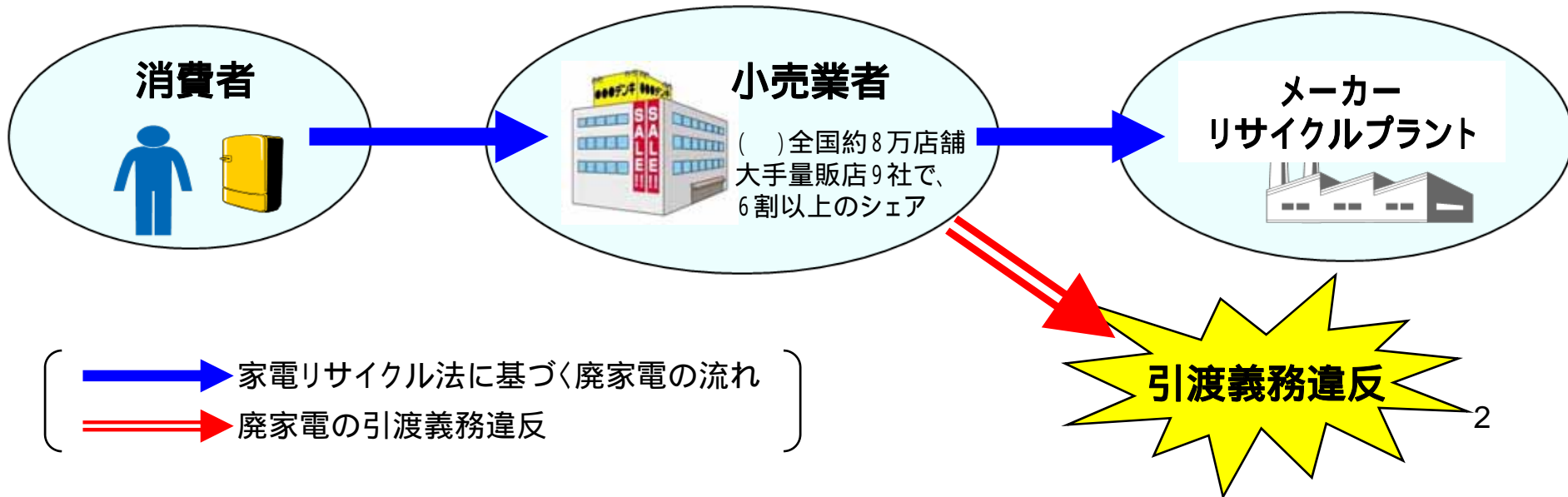
家電リサイクル制度において、小売業者は、買換時の下取り慣行に基づき、消費者の直接の窓口として、メーカーリサイクルプラントとの間をつなぐ重要な役割を担っている。

しかし、近年、大手量販店を中心に、消費者から引き取った排出家電の引渡義務違反が続出。

従って、小売業者（特に大手量販店）に対する**排出家電引取・引渡に係るチェック体制の強化**が、

家電リサイクル制度に関する消費者理解の促進 小売業者の引渡義務違反防止

という2つの観点から、家電リサイクル制度の促進のために必要。



引渡義務違反が続出している大手量販店に対しては、

1. 委託先の配送業者が適正に管理票を交付したか
2. 管理票が交付された後、製造業者等に確実に引き渡されたか
3. リユースとして引き取った使用済家電が本当にリユース販売業者に適切に引き渡されたか

という3点が、チェックされることが必要と考えられる。

そのためには、本年2月に産構審と中環審で取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」に記述されている(下記参照)とおり、消費者から引き取った全ての排出家電についてチェック体制を構築する必要があるのと考えられる。

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(産構審・中環審、2月)」(抄)

第4章2.(1) 小売業者が引き取った排出家電の適正な引渡しの徹底

【小売業者の引取り・引渡しに関するチェック体制強化】

- 引渡義務違反が続発している。…(略)…その防止のためには、立入検査や報告徴収などを通じた行政による取締を引き続き行う必要がある。
- 小売業者に、リユース品としての引渡し等の場合も含め、消費者から引き取ったすべての排出家電について、その引渡先やリユース取扱の基準などの記録・報告を求め、その適正性について透明な議論が行われるような仕組みとするなど、チェック体制を強化する必要がある。特に1社当たりの家電流通量が非常に多く、また、収集運搬を他者に委託するケースも多い大手家電量販店については、こうしたチェック体制の強化を通じた引渡義務実施の適正化が、消費者の信頼を更に醸成し、適正排出を促進する観点から重要である。

前頁のチェックを達成するためには、排出者から引き取った使用済み特定家庭用機器について、例えば以下のような項目について小売店が記録すべきではないか。

記録に際しては、売上げ・家電リサイクル券管理と組み合わせた記録が望ましい。また、大手家電量販店を中心に電子記録の活用も推奨されるべきではないか。

この他、必要に応じ、今後、検討されるリサイクル・リユース仕分けガイドラインに係る事項（資料3）についても、記録を検討すべきではないか。

【引取関係】

排出者から引き取った使用済みの特定家庭用機器（引取日・品目・排出者）

引取形態（収集運搬及びリサイクル料金の受領金額、中古品買取金額 等）

【引渡関係】

引渡先

製造業者等へ引渡（家電リサイクル券の管理状況と合わせて記録）、特定家庭用機器として自ら使用、特定家庭用機器として自ら再度販売、特定家庭用機器を販売する者等の製造業者等以外への引渡（当該業者名）、その他（盗難・紛失があった場合はその記録（被害届出等））

引渡日

引渡形態（中古品業者への売却金額 等）

製造業者等への引渡にあっては、家電リサイクル券の回付状況

3. 引渡義務違反防止のための具体的なチェック内容について 報告

前頁のチェックを達成するためには、現に引渡義務違反が続出している現状と、再商品化等料金を支払う消費者理解の促進の観点に鑑み、例えば以下のような様式で、一定程度強制的に大手量販店から報告を求めるべきではないか。

引取				引渡							
	①対象期間中に排出者から引き取った使用済みの特定家庭用機器(注1)	②前期から引き継いだ在庫	③計(①+②)	④製造業者等へ引渡(メーカーの指定引取場所へ引渡)	⑤特定家庭用機器として自ら再使用(小売店自らが、リユース使用)	⑥特定家庭用機器として自ら再度販売(小売店が、リユース品として自ら再販売)	⑦特定家庭用機器を販売する者等、製造業者等以外への引渡(リユース業者等への引渡)		⑧期末までどこにも引き渡されなかった在庫	⑨その他(注2) (注3)	
	台数	台数	台数	台数	台数	台数	引渡先 (引渡先が具体的にわかる情報(社名等)を記入すること)	引渡形態 (当てはまるものに丸を付けること)	台数	台数	台数
有償引取 (排出者から買取)							〇〇社	有償 無償	台		盗難
							△△社	有償 無償	台		紛失その他
									
							計		台	台	計
無償引取 (排出者から無料引取)							引渡先 (引渡先が具体的にわかる情報(社名等)を記入すること)	引渡形態 (当てはまるものに丸を付けること)	台数	台数	台数
							〇〇社	有償 無償	台		盗難
							△△社	有償 無償	台		紛失その他
									
							計		台	台	計
逆有償引取 (排出者が料金を支払う。ただし、収集運搬料金をのみを請求する場合も含む。)							引渡先 (引渡先が具体的にわかる情報(社名等)を記入すること)	引渡形態 (当てはまるものに丸を付けること)	台数	台数	台数
							〇〇社	有償 無償	台		盗難
							△△社	有償 無償	台		紛失その他
									
							計		台	台	計
家電リサイクル料金受領引取 (排出者から再商品化等料金を受領した場合であって、収集運搬料金の受領の有無にかかわらず。)							引渡先 (引渡先が具体的にわかる情報(社名等)を記入すること)	引渡形態 (当てはまるものに丸を付けること)	台数	台数	台数
							〇〇社	有償 無償	台		盗難
							△△社	有償 無償	台		紛失その他
									
							計		台	台	計
合計									台数	台数	台数
											盗難
											紛失その他
									台	台	計

注1 「使用済みの特定家庭用機器」とは一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された特定家庭用機器をいう。
 注2 「その他」で盗難と報告するものについては、盗難届の受理証明又は受理番号が記載された資料を添付すること。
 注3 「その他」で紛失・その他と報告するものについては、その具体的内容及び理由を説明した資料(遺失届出書等)を添付すること。
 注4 前期と当期の区分は、指定引取場所の受領日付等書面により確認できる日付を基準とするが、コンピュータで処理する際に書面の日付とデータ入力日が数日ずれることがある様な場合、データ入力日で区分しても差し支えない。

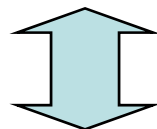
本年2月に産構審と中環審で取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を受け、速やかな対応が求められているところ。

前ページで求めた報告内容については、1年に1度のペースで、産構審・中環審に報告の上、以下の論点を含めて透明な議論を行うことが必要ではないか。

【前頁の報告内容以外で、透明な議論を行うことが望ましい論点】

- リユース品の引取・引渡を行った場合の、引渡先における販売形態・取扱（中古品流通のトレース可能性）
- リユース品の引渡先に関する審査基準の有無やその運用実態

等



リサイクル・リユース仕分けガイドライン
に関する議論と関連